

修文大学・修文大学短期大学部公的研究費内部監査規程

(対象)

第1条 この規程の対象となる公的研究費は、修文大学・修文大学短期大学部（以下「本学」という）公的研究費管理規程の適用を受ける研究費（以下「研究費」という）とする。

(監査区分)

第2条 内部監査を以下のとおり区分する。

- (1) 科学研究費補助金の通常監査（以下「科研費通常監査」という。）
- (2) 科学研究費補助金の特別監査（以下「科研費特別監査」という。）
- (3) 科学研究費を除く研究費の監査（以下「一般監査」という。）
- (4) 公的研究費管理体制の検証（以下「機関監査」という。）

(監査対象等)

第3条 前条に定める各内部監査の対象は以下のとおりとする。

(1) 科研費通常監査

本学において、科学研究費補助金の交付を受けている研究課題数の概ね 10%を対象とし、その抽出は、本学教務課が行う。

(2) 科研費特別監査

科研費通常監査の対象となった研究課題のうち、10%以上を対象とし、その抽出は本学教務課が行う。

(3) 一般監査

科学研究費補助金を除く研究費を対象とする。

(4) 機関監査

研究費管理体制全般を対象とする。

(監査方法)

第4条 前条に定める監査は年1回以上実施することとし、本学総務課が行う。監査方法は以下のとおりとする。

(1) 科研費通常監査

各種申請書、証憑等の書類確認により監査する。監査の結果、研究費の執行状況に疑義が生じた場合は、研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(2) 科研費特別監査

各種申請書、証憑等の書類確認に加えて、物品の納品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、監査担当部署が必要と判断した場合は、研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(3) 一般監査

科研費通常監査に準じて行う。

(4) 機関監査

各種書類確認に加え、必要に応じて公的研究費の管理体制に関与する関係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

(結果報告)

第5条 監査結果は、本学総務課が、統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は、監査結果を検討した上で、必要に応じて監事あるいは公認会計士の追加監査を要請することができる。統括管理責任者は、追加監査を要請した場合はその結果も含めて、最終的な監査結果を最高管理責任者に報告する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

1 この規程は平成28年5月19日から施行する。